

令和4年度 事業実施における取組みについて（工事）

港湾空港部
港湾空港整備・補償課
令和4年4月12日

各種試行・取組(施工基準関係)の令和4年度の方針

取組名	内容	令和4年度の方針
施工プロセス試行工事	工期が180日以上工事かつ予定価格が2億5千万以上等の工事 で、不可視部分の施行状況が工事の品質確保が重要なものが対象。 段階検査等や出来高部分払いなどの実施で、品質確保・キャッシュ フローの改善・双務性の向上がねらい	・以下から選定 →工期が240日以上で予定価格2.5 億円以上もしくは0.9～2.5億円以上 で難易度Ⅲ以上の工事等 ・出来高部分払い方式は全件選択 制とする。
若手技術者を配置した工 事	満40歳未満の者を主任技術者又は監理技術者として配置した場合 に成績評定で評価する(R3.3一部改正)	原則全工事
働きやすい職場環境を整 備した工事	快適トイレを導入した工事であつ喫煙室等(※)を整備した場合に成績 評定で評価する ※休憩室のみは評価対象としない。評価対象は下記とする「休憩室と独立して設 置された喫煙室(空気清浄機等の設備を必須とする)、施錠可能なロッカー、化粧 台、シャワー室」	原則全工事
担い手育成活動を実施し た工事	子供か大学生等の将来の担い手を対象として現場見学会を行った 場合に成績評定で評価する 受注者自らが企画立案した担い手育成活動を実施した際に評価	原則全工事
「労務費見積尊重宣言」促 進モデル工事	「労務費見積尊重宣言」をし、下請契約を締結する元請者に対し、成 績評定で評価する	発注標準Aランク以上工事全件
建設キャリアアップシステ ム活用モデル工事	CCUSの普及のため、CCUSを導入し、各指標の目標基準を達成し た場合に工事成績点で評価する	発注標準Aランク以上工事全件
工程提示型の一般化	工事契約後に速やかに発注者の想定する工程表を提示。 提示情報は、準備・後片付け期間、各工種の能力設定、現場制約条 件等を含む。提示情報をもとに工事品質確保調整会議で受発注者 間で確認、調整を実施	原則全工事
概略工程表開示試行工事	各工種の大凡の工事期間、想定される不稼働日、関係機関の調整 状況等を記載。公告時に開示。	原則全工事
施工条件チェックリストの 明示	特記仕様書の参考資料として施工条件等を適切に明示 公告時に設計図書の一部として明示	原則全工事

各種試行・取組(施工基準関係)の令和4年度の方針

取組名	内容	令和4年度の方針
荒天リスク精算型	海上工事を対象に、荒天等の休止によって生じた追加的経費(運転日数・供用日数)の精算と工期延伸	令和3年度実績以上 <u>浜田港、境港</u>
休日確保評価型	週休2日、4週8休を達成した工事について、達成状況に応じて成績評定で加点と労務単価等の補正を実施。(※R4.3一部改正) 休日の確認方法は「現場閉所単位」に加えて「個人単位」も選択可能とする	原則全工事
休日確保評価型(工期指定)	事情により工期延伸ができない工事を対象 NETIS技術や施工方法の変更による工期短縮や技術者等の交代制導入 工期短縮の必要が生じたら、「工事品質確保調整会議」にて対策の有無や方針を決定 休日確保評価型と同様に成績評定と労務費等の補正を実施	対象件数を拡大(対令和3年度比) <u>浜田港、水島港、徳山下松港</u>
品質確保調整会議(工事・業務)	工事(業務)着手前、変更事象発生時に、受発注者が現場条件、施工計画、工事(業務)工程等について、総合的に確認・調整するため、受発注者の責任者が参加する会議	原則全件 打合せ記録簿にチェックリスト追記
設計業務における受発注者間の情報共有の円滑化	予備・概略・基本設計を対象に、業務スケジュール進捗表を作成し、受発注者双方の情報共有の円滑化を図る。合わせて業務成果品の手戻りを防ぎ、成果品の品質向上を図る	原則予備・概略・基本設計の全件を対象
業務三者会議	予備・概略・基本設計の全件を対象に、発注者、業務受注者、土質調査者設計時の地盤条件を主とした設計思想の伝達、情報共有を図る	原則予備・概略・基本設計の全件を対象
工事書類削減の取組	週間工程表に集約化し、提出書類を削減(※) 指示書等の様式を1枚に集約し書類削減を図る 建退共や写真等の提出を限定的とし提出書類の削減(※) 電子納品の紙提出の二重提出の防止 等	原則全工事(※R3dから書類集約化も全工事対象に拡大) ※工事書類簡素化はR4d中の共通仕様書改定に合わせて一般化予定
業務書類削減の取組	外業のある業務を対象に「週間工程表」を作成し、旬報と休日調査業務通知書の提出を不要とする	外業のある業務(土質調査、測量、発注者支援、水中部施工状況確認補助等)

各種試行・取組(施工基準関係)の令和4年度の方針

取組名	内容	令和4年度の方針
電子検査	<オフライン検査> 帳票データを事前にダウンロード。ネットワーク環境に左右されずに書類・写真検索を効率化して検査を実施 <オンライン検査> 帳票管理システムを活用して、検査を実施	(オン・オフ問わず) <u>原則全件</u>
オンライン電子納品	電子媒体で納品されていた納品物を、工事・業務帳票管理システム経由でクラウド上に、直接保存	原則全件(工事・業務)
遠隔臨場の試行	「施工状況検査」「材料検査」「立会」が必要となる作業に遠隔臨場を導入	<u>原則全工事</u> <u>本官:指定型、分任官:希望型</u>
ICT施工管理モデル工事	遠隔臨場、デジタル工事写真の小黑板情報電子化、電子検査を完全実施し、中小クラスのICTスキルの向上の一助を目指す	分任官工事の中から原則3件/局以上かつ令和3年度実施件数以上
業務におけるテレビ・webによる打合せ・検査	業務の打合せと検査の要領を規定。受注者の移動時間の削減による働き方改革と接触減による新型コロナの感染拡大防止を図る	原則全業務を対象にできる

令和4年度直轄事業の実施に向けた取り組み

令和4年度直轄事業の実施に当たっては、新担い手3法の趣旨を踏まえつつ、「働き方改革」、「担い手の育成・確保」、「生産性の向上」の3本柱を中心に取り組みを推進。

重点取組課題

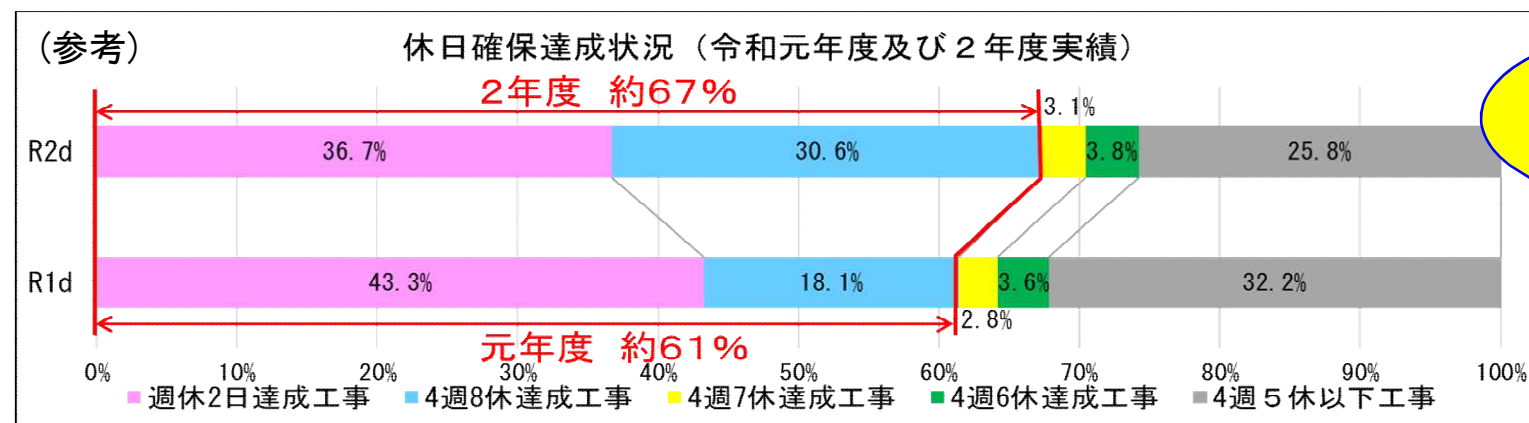
港湾・空港工事における働き方改革、担い手育成・確保、生産性の向上を推進する方策について、本省に設置した「港湾・空港工事のあり方検討会」で、業界団体、有識者の意見を取り入れながら実施する。

新規・見直し項目

働き方改革	担い手の育成・確保	生産性の向上
①休日確保評価型試行工事の試行内容の見直し(見直し) ②荒天リスク精算型試行工事の対象の拡大(拡大) ③休日確保評価型試行工事(工期指定)の対象の拡大(拡大) ④作業船の作業員の働き方改革検討(継続)	①港湾工事の事業環境を踏まえた請負代金のあり方の検討(新規) ②契約変更事務がドライン改定(見直し) ③品質確保調整会議の適切な運用(見直し)	①港湾整備におけるi-Con、DXロードマップ(継続) ②港湾空港関係中小企業向けICT活用施工管理モデル工事の実施(拡充) ③オンライン電子納品の運用開始(新規) ④港湾の建設現場における遠隔臨場試行の推進(拡大)

休日確保評価型試行工事の試行内容の見直し

試 行 工 事	試 行 内 容	令和4年度見直し																		
①－1 労務費、機械経費等 の補正 (4週8休以上)	労務費 1.05 機械経費(賃料) 1.04 共通仮設費 1.02 現場管理費 1.03	・ 休日確保達成の補正は、工期末時から予定価格作成時とし、未達成の場合は減額する。 ※実施は令和4年4月からとするが、適用の詳細は入札説明書に記載																		
①－2 成績評定加点 (4週8休以上)	成績評定加点 週休2日2点 ※海上工事加点差別化	・ 4週7休以下 加点廃止	<table><tr><th>現場閉所 工事種別</th><th>週休2日</th><th>4週8休</th><th>4週7休</th><th>4週6休</th></tr><tr><td>陸上工事</td><td>2.0点</td><td>1.0点</td><td>0.8点</td><td>0.5点</td></tr><tr><td>海上工事</td><td>2.0点</td><td>2.0点</td><td>1.5点</td><td>1.0点</td></tr></table>	現場閉所 工事種別	週休2日	4週8休	4週7休	4週6休	陸上工事	2.0点	1.0点	0.8点	0.5点	海上工事	2.0点	2.0点	1.5点	1.0点		
現場閉所 工事種別	週休2日	4週8休	4週7休	4週6休																
陸上工事	2.0点	1.0点	0.8点	0.5点																
海上工事	2.0点	2.0点	1.5点	1.0点																
② 荒天リスク精算型	供用係数の精査、 工期延伸	・ 供用係数高ランク、荒天等影響が大きい現場への適用を促進 (令和3年度実施件数以上拡大)																		
③ 休日確保評価型 (工期指定)	休日確保に必要な 経費は契約変更対象	・ 変更事例を公開し適用を促進する。(令和3年度実施件数以上拡大) →交代制導入、成績評定加点方法(個人毎休日確保率など) プレキャスト部材導入																		



4週8休以上の
休日確保
約7割達成

- ・ 国土交通省港湾局調べ
- ・ 集計は各年度内に完了した工事。休日は現場閉所である。

①休日確保評価型試行工事の試行内容の見直し

- 4週8休以上の休日確保が進んでいることから、休日確保達成時の労務費及び機械経費等の補正は、工期末時から入札予定価格作成時とすることに改める。
また、工事成績評価の加点については、4週7休以下の加点を廃止する。

(参考) 令和6年(2024年)4月建設事業者労働基準法による罰則付き時間外労働上限規制適用

1. 休日確保達成時労務費及び機械経費等の補正時期の見直し

- ・ 経費等の補正は入札予定価格に予め計上する
- ・ 休日確保未達成の場合は工期末日までに減額変更する

※補正率の変更なし

2. 休日確保達成時工事成績評価加点の見直し

- ・ 4週7休以下の加点を廃止する

(廃止)

現場閉所 工事種別	週休2日	4週8休	4週7休	4週6休
陸上工事	2.0点	1.0点	0.8点	0.5点
海上工事	2.0点	2.0点	1.5点	1.0点

【休日確保試行工事実施に関する留意事項】

- 令和6年4月の時間外労働時間上限規制適用を踏まえ、休日作業を行わない工事を実施するため、発注者は「港湾・空港工事の工期の設定に関するガイドライン」を遵守した工期設定に努め、受注者は荒天等のあらゆるリスクを想定した施工計画を立案する。
- 工事着手前に開催する「工事品質確保調整会議」で、受発注者双方が工程計画を協議し、必要な措置を講ずることを徹底する。

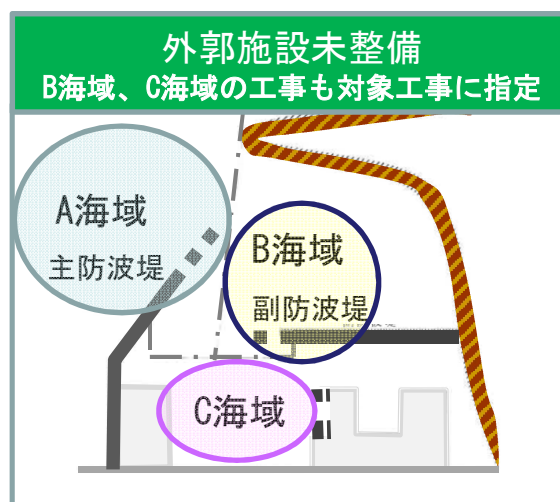
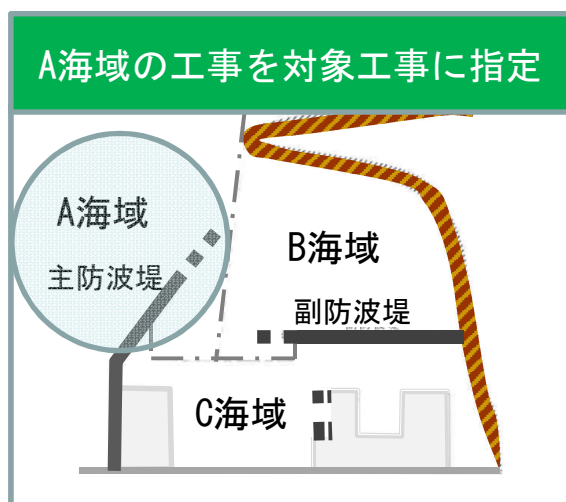
②荒天リスク精算型試行工事の対象の拡大

- 荒天等による工事中止を余儀なくされる港湾工事では、工期遵守のために休日返上で工程を前倒しして工事を行う傾向があることから、荒天のリスク回避を発注者が担保することにより受注者に休日の確保を促す。
- 具体的には、作業船を使用する海上工事を対象として、発注者が荒天等による休止に伴って生じた追加的経費（運転日数・供用日数（休日及び不稼働日））を精算するとともに、必要に応じて工期延伸も行う。

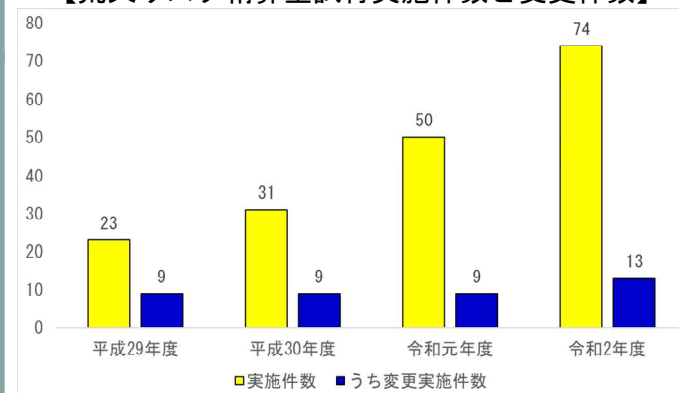
【取組方針】作業船を使用する海上工事を対象として、各地方整備局毎に拡大し実施



- ・ 供用係数が高い港湾を中心に、外郭施設の整備が十分ではない港内の工事など、試行効果がより発現できる工事・工種への適用を拡大する
(例：A海域の防波堤築造工事、C海域の高い施工精度が求められる杭打工事など)



【荒天リスク精算型試行実施件数と変更件数】

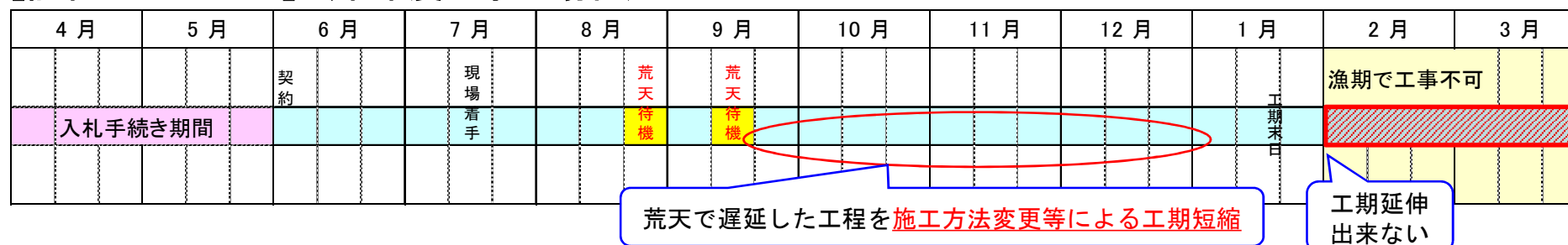


試行工事実施件数は増加しているが、変更契約実施件数が伸びない。荒天リスクの小さい現場に適用している可能性あり。

③休日確保評価型試行工事(工期指定)の対象の拡大

○事情により工期の延伸が困難な工事に対し、休日確保評価型試行工事(工期指定)を設定し、工事における休日確保を図る。**(令和3年度実施件数以上拡大)**

【試行のイメージ】(単年度工事の場合)



【対象工事】

○事情により工期延伸することが不可能な工事

(対象工事例)

- ・港湾管理者や利用者から供用時期の要請がある施設の工事
 - ・後続工事があるため工期の遅れができない工事
 - ・漁期などにより施工時期に制限がある工事
- 等

【工期延長せずに休日を確保するための対策】

○受注者提案による生産性向上に資するNETIS技術の採用等、施工方法変更による工期短縮。

→必要な経費については、契約変更の対象とする。

○技術者や技能労働者等の交替制導入による技術者等個人単位での休日確保。

→地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更については精算可能

○**工事品質確保調整会議において、工期短縮方策の妥当性等について協議し、対策の有無や内容を決定**

【休日の確認方法】

○現行の休日確保評価型試行工事と同様に現場閉所による確認と、休日確保を達成した場合に加点を行う。

【労務費の補正】

○週休2日又は4週8休を達成した場合において、労務費の補正を行う。

【交代制での休日の確認方法】

○評価対象は、**工事に関わる対象者(技術者・技能労働者全員)**とする。

○全工期に対し、**対象者1人ずつの休日取得状況を把握**する。

○確認方法は(変更)施工計画書に明記し、導入前に受注者が提案し監督職員と協議する。

【達成条件】

○対象者1人ずつに対し、週休2日・4週8休等の休日取得を標準とする。

直轄工事に適用する休日確保に関する各種試行工事(令和4年度)

(参考) 試行工事の適用ケース

		工 事 の 種 類		
		一般的	工事期間制限あり	荒天日が想定を超える可能性がある作業船使用海上工事
試 行 工 事	試 行 内 容			
①－１ 労務費、機械経費等の補正	労務費 1.05 機械経費(賃料) 1.04 共通仮設費 1.02 現場管理費 1.03	○	○	○
①－２ 成績評定加点	成績評定加点 週休2日 2点 海上工事加点UP	○	○	○
② 荒天リスク精算型	供用係数の精査、 工期延伸	-----	-----	○
③ 休日確保評価型 (工期指定)	休日確保に必要な 経費は契約変更対象	-----	○	-----

※休日確保は現場閉所を基本

但しポンプ浚渫やCDM地盤改良等現場閉所が困難な工事は交代制も可

④作業船の船員の働き方改革検討(令和3年度～)

- 令和6年度、建設業に対し改正労働基準法による罰則付労働時間上限規制が適用され、港湾建設企業は作業船乗組員の労働時間を適正に管理する必要が生じる。
また、厳しい気象海象条件下で働く作業船乗組員の疲労回復を図るためには、十分に良質な睡眠と、休息時間の確保が重要となる。
- そのため、適切な休日確保に向け、陸上でのホテル泊を基本とするため、作業船の係留施設確保について各地整等と港湾管理者との調整等を実施する。また、作業船内で宿泊しなければならない場合や休息のための作業船の居住設備の基準等の作業船乗組員の働き方改革を推進する方策について関係団体と意見交換を行いながら引き続き検討する。

1. 体制

関係団体と意見交換を行い検討を進める。

2. 検討内容

- ① 作業船の流動実績調査
- ② 作業員の就業実態
- ③ 作業員の4週8休確保に向け、各地方整備局等の作業船の係留施設の確保について港湾管理者と協議
- ④ 作業船係留施設に係留し陸上施設での休養時間確保に必要な経費及び試行方法の検討
- ⑤ 作業船(特に非自航船)の居住設備ガイドライン(仮称)の整備、適正な就業管理について現状と課題及び解決策に係る意見交換を実施
- ⑥ 5団体による作業船居住設備ガイドライン(仮称)の作成にあたっての支援(厚労省担当者への相談等)
- ⑦ ④、⑤、⑥をもとに、4週8休確保に向けた対応策について意見交換を実施し方策の検討

④作業船の船員の働き方改革検討(令和3年度～)

➤ 港湾関連団体の支部等の協力を下に、港湾毎に以下について検討等を実施する。

①通常時の検討

- ・ 基地港として利用している作業船隻数及び利用係留施設の現状についてとりまとめる。
- ・ ビジター作業船隻数及び利用係留施設の現状についてとりまとめる。
- ・ 係留施設の過不足についてとりまとめ、施設等の確保方策について検討し、港湾管理者と作業船係留施設の確保等について調整する。

➡ 港湾管理者との作業船係留場所の調整が整った港湾においては、特記仕様書に工事期間中の作業船の係留場所を明示する。

②荒天時の検討

- ・ ①で整理・検討した係留施設等を踏まえ、港内での作業船の避泊可能性に検討する。
- ・ 他港への避難が必要な場合、避難先及び施設の状況についてとりまとめる。
- ・ 避難時係留施設の過不足についてとりまとめ、施設等の確保方策について検討し、港湾管理者と作業船係留施設の確保等について調整する。

➡ 港湾管理者、海上保安署と作業船の避難先、係留場所の調整が整った港湾においては、特記仕様書に工事期間中の作業船の避難先を明示する。

○ 作業船の係留場所については、港湾計画等に位置付けた上で、整備・確保を進める。
直轄事業の実施に必要なものについては、港湾管理者と調整の上、直轄事業の附帯施設として整備を進める。

(例) 港湾計画へ位置付け: 鳥取港、敦賀港、境港、中城湾港 直轄事業(附帯施設): 横浜港、関門地区

①港湾工事の事業環境を踏まえた請負代金のあり方の検討

○港湾建設業等における、取引事業者全体での付加価値の向上や適正な転嫁を進める環境整備を促進するため、「港湾工事パートナーシップ強化宣言(※)」を行い下請契約を締結する元請企業に対し、現場管理費率を割増し、下請への波及効果を検証するモデル工事を試行する。

【諸経費検証モデル工事(仮称)】の試行(案) 令和4年3月7日開催「港湾・空港工事のあり方検討会」審議より

(対象工事)

- ・令和4年度発注工事(港湾)：100件程度

(諸経費)

- ・確認方法
 - ▶ 三者連絡会(工事着手後、最終変更前)において、発注者が元請企業と下請企業間の諸経費等の見積書等を確認するとともに、下請企業に契約の実施状況をヒアリングする。
- ・現場管理費率の補正
 - ▶ 以下の全ての条件を満たした場合に、当該工事の現場管理費率を割増する(約2.5%の割増)。
 - ①「港湾工事パートナーシップ強化宣言(※)」の提出。(元請企業も下請企業も必須)
 - ②見積書等において、労務単価、船舶および機械器具等の損料単価、共通仮設費の内訳、現場管理費の内訳、一般管理費等の内訳が明示されている。合わせて、割増となる予定の現場管理費率の費用が下請企業の一般管理費等に反映されることを確認できる。
 - ※ 見積書等の提出は、1次下請までは必須とする。2次下請以降は任意とするが、見積書等の作成を発注者、元請企業から推奨する。
 - ▶ なお、上記①②が確認できない場合においては割増は行わない。

(※)元請及び下請企業が標準見積書に基づく請負契約を締結し請負代金を適正に分配することを宣言する取組み

②契約変更事務ガイドラインの改定

○設計変更は、発注者と受注者が合意の基に契約することが不可欠であり、両者における共通認識の保有、設計変更における透明性向上の観点から、参考となる「契約変更事務ガイドライン」を改定（令和2年3月）。

【契約変更事務ガイドラインの改定のポイント】

◆現行ガイドラインの課題

① 契約変更に係る環境の変化への対応

- ・品質確保調整会議における協議や、適正な工期設定確保の重要性の高まりに対応したマニュアル整備が必要。

② 協議に向けた受発注者間での認識の共有

- ・過去の契約変更協議において、特に契約変更に至らなかった事案について、受発注者間での認識に相違がみられることもある。
- ・受発注者が相互に納得感をもって契約変更協議を行えるよう、過去の事案の分析が必要。

【検討会での意見】

- ・設計変更に至らなかった具体的な事例に基づいて考え方を整理し、共有することが必要。
- ・特殊な現場などにおいては設計変更柔軟に対応できるよう工夫が必要。

③ 使いやすさの向上

- ・有効利用されるには「使いやすい」ことが重要。
- ・現行ガイドラインは、記載が各所に点在していたり、長文で結論がわかりづらい箇所があるなど、使いやすさの観点から課題がある。

◆課題への対応（改定案のポイント）

① 品質確保調整会議での協議尊重を明記

- ・契約変更にあたっては、様々な局面において実施される品質確保調整会議において十分な協議を行うこと、協議が整った事項については確実に契約変更を実施することを明記。

② 事例を踏まえた設計変更のポイント整理

- ・設計変更に至らなかった事例をケーススタディとして、設計変更に必要なポイントを合理的に整理する。
- ・協議は書面によることなど、基本的なルールを明記。

【検討会での意見】

- ・設計変更に至らなかった事例について、その考え方等の解説を加えて掲載することにより受発注者間で認識を共有。
- ・発注者は、通常設計変更の対象としない任意の施工方法等について、特殊な現場等において積算と施工の費用乖離が生じる可能性がある場合は、予め受注後の協議対象とすることを設計図書に明示するなどの配慮が必要

③ 文章構成や検索性向上による使いやすさ向上

- ・ポイントを押さえつつ全体的な構成を見直す。
- ・掲載事例の選別（類似事例の集約）及び個別事例毎にキーワードを追加し、検索機能を付加した一覧表を別途整理する。

ガイドラインの具体的な活用内容と期待される効果

- 本ガイドラインを担当者会議等において周知
- 品質確保調整会議等における協議での活用

○より円滑な契約変更手続きに寄与

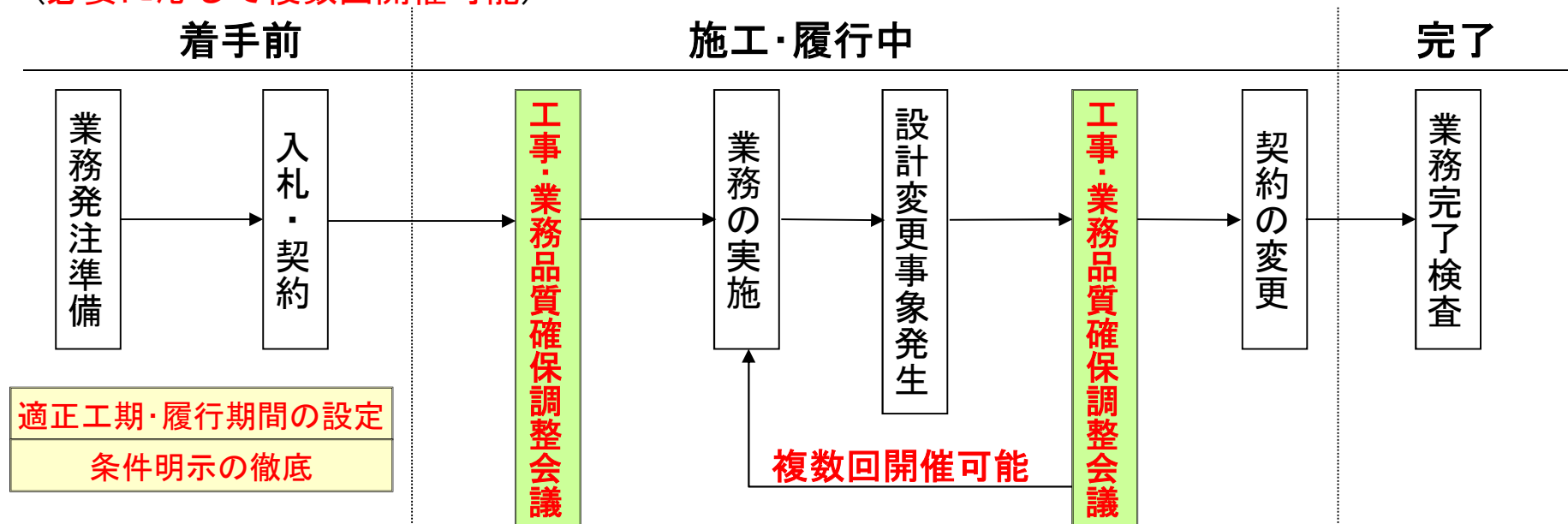
③工事・業務品質確保調整会議の適切な運用

- 令和元年6月「新・担い手3法」として、品確法、建設業法及び入契法が改正され、働き方改革の推進、情報通信技術の活用等による生産性向上などが位置付けられた。
特に品確法では、発注者の責務として、適正な工期（履行期間）の設定、適切な設計図書の変更、これに伴う請負代金の額や工期（履行期間）の変更を適切に行うことを規定。
- このため、工事（業務）着手前や設計変更事象発生時等において、受発注者が履行条件、工程等について総合的に確認・調整し、円滑な工事（業務）の実施や品質の確保を図るため、受発注者の責任者も参加する工事・業務品質確保調整会議を設置した。

【工事・業務品質確保調整会議の開催例】

会議の開催は、工事・業務着手前、契約変更前及び受注者の要請により開催。

（必要に応じて複数回開催可能）



※当会議は、従来の各種会議を合わせて実施することが可能。

③工事・業務品質確保調整会議の適切な運用

品質確保調整会議(工事)チェックリスト

確認欄	
受注者	発注者

工事名	
契約工期	
発注者名	
受注者名	

開催日	開催回数・回目	
開催時期	☐ 工事着手前 ☐ 工事施工中 ☐ その他()	
会議内容	☐ 施工会議 ☐ 設計変更協議会 ☐ 三者会議 ☐ その他()	
参加者(発注者)	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ※本工事の責任者となる者	
参加者(発注者)	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ※本工事の責任者となる者	

確認・調整項目	チェック	メモ
特記仕様書等に示された 施工条件 について確認・調整を行った	☐	
発注者から提示した 工期設定の条件 等の確認・調整を行った	☐	
受注者作成の 施工工程 の確認・調整を行った	☐	
施工計画書による 施工計画 の確認を行った	☐	
発注者から 契約変更事務ガイドライン の説明を行った	☐	
設計図書 の照査結果の確認・調整を行った	☐	
設計変更 にかかる課題の解決や妥当性等の確認・調整を行った	☐	
工事の設計内容 について確認・調整を行った	☐	
その他	☐	

4. 調整会議の手続き

(2) 打合せ・確認等記録簿の作成

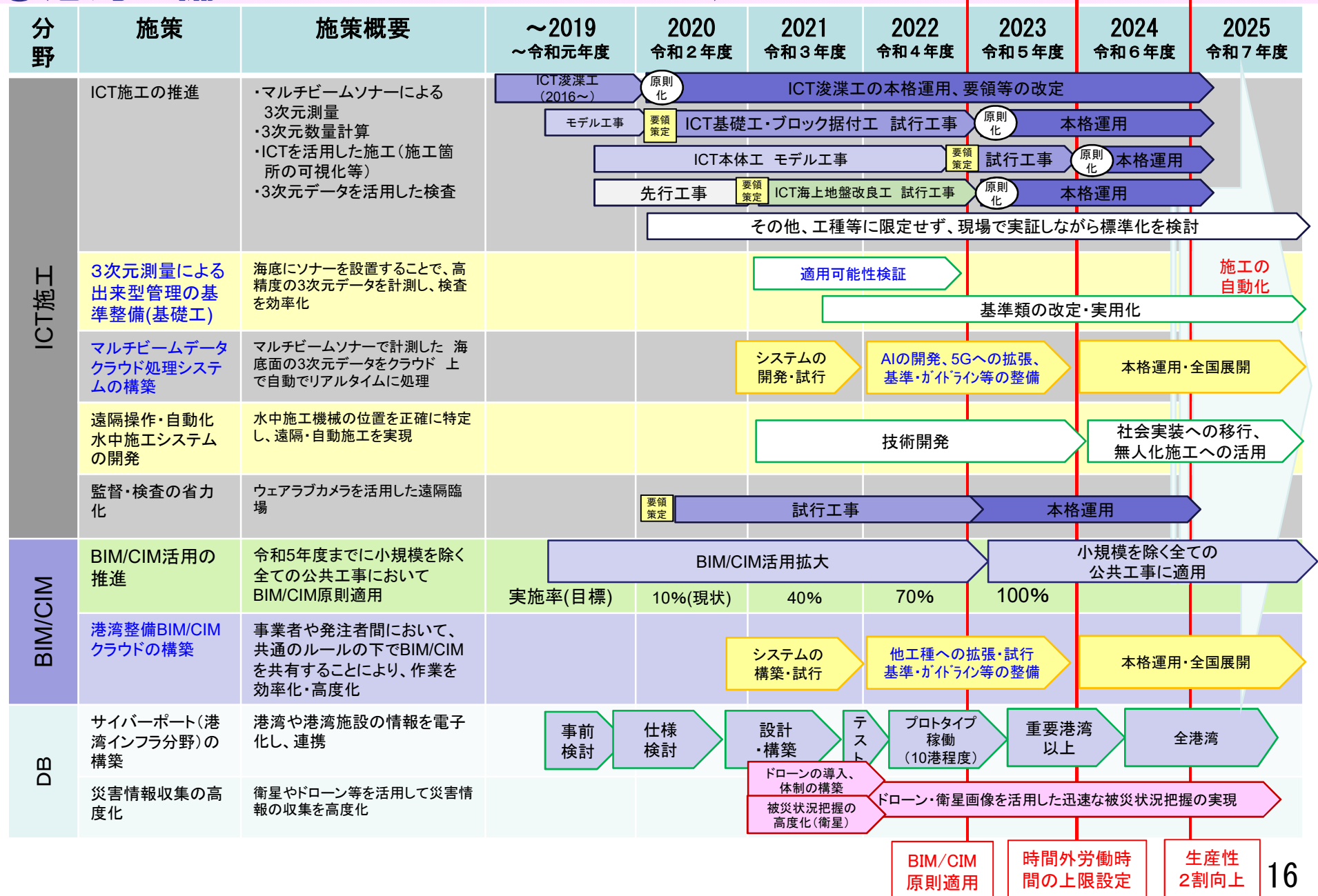
調整会議により確認された事項について、設計変更や工程延伸その他協議等が必要とされた場合は、事務局は内容や必要とされる作業の分担、時期等を受発注者別に明確にし、打合せ・確認記録簿(様式3)に記載・作成するとともに、各構成員で確認のうえ保存する。また、本官工事については、必要に応じて本局関係各課に報告するものとする。

6. その他

- (1) 受発注者は調整会議の趣旨を踏まえつつ、本会議の円滑な実施に努めるとともに、会議で決定した事項について受発注者間で共有し実行に努めるものとする。
- (2) 調整会議における工事に関する設計変更や設計の内容について、必要に応じて設計変更協議会を兼ねる事や三者会議と合同で開催することができる。その際の参加者や会議内容及び費用負担等については、それぞれの実施要領を勘案しながら開催するものとする。

15

①港湾整備におけるi-Construction、DXロードマップ



②港湾空港関係中小企業向けICT活用施工管理モデル工事の拡大

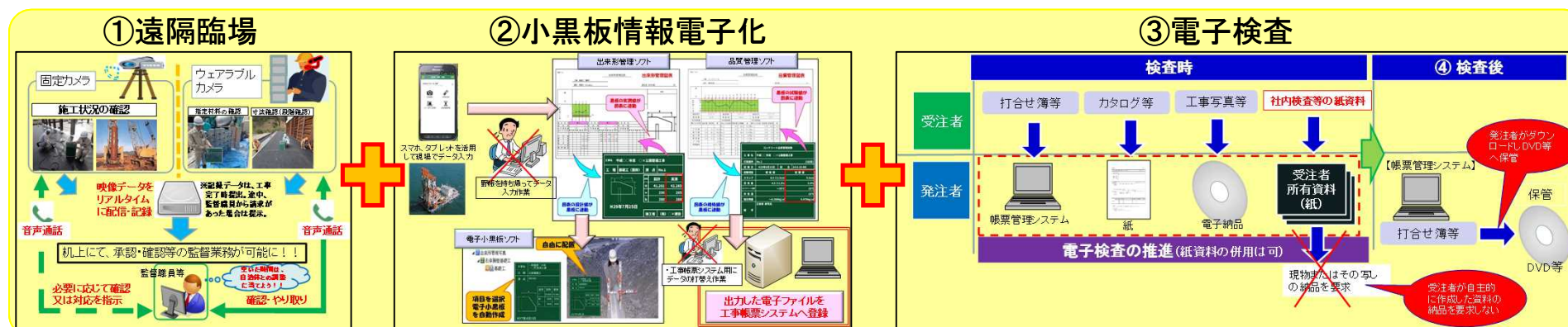
- ICT活用工事の港湾空港関係工事のほとんどは大規模な工事に活用されており、中小規模の工事での活用はまれな状況である
- ICT活用工事の受注機会の少ない中小規模の工事に、ICT施工の中でも比較的導入しやすく他工事への適用に関しても汎用性の高い遠隔臨場とデジタル工事写真の小黑板情報電子化及び電子検査を完全実施することで中小クラスのICT施工スキル向上の一助を目指す

【対象工事】

- ・分任官の港湾、海岸工事の中から各地方整備局等が当該モデル工事の対象とした工事
- ・分任官工事より原則3件/局以上かつ令和3年度実施権数以上実施

【試行内容】

- ①当該工事の共通仕様書に基づくすべての材料検査、施工状況検査及び立会を原則すべて遠隔臨場(国港技第34号:令和2年7月13日)で実施する
 - ②工事内の写真管理をデジタル工事・業務写真の小黑板情報電子化(国港技第66号:令和3年1月19日)用いて管理する
 - ③電子検査をオンライン検査(「港湾工事における受発注者間の業務効率化の推進について」(事務連絡:平成30年3月29日))又はオフライン検査(「オフライン方式による電子検査の試行について」(事務連絡:令和2年3月31日))にて実施する
- 上記、①～③の実施の確認が出来た工事に対して、工事成績評価の「創意工夫のその他にて『デジタル施工管理モデル工事を適切に実施した』としてチェックをする」



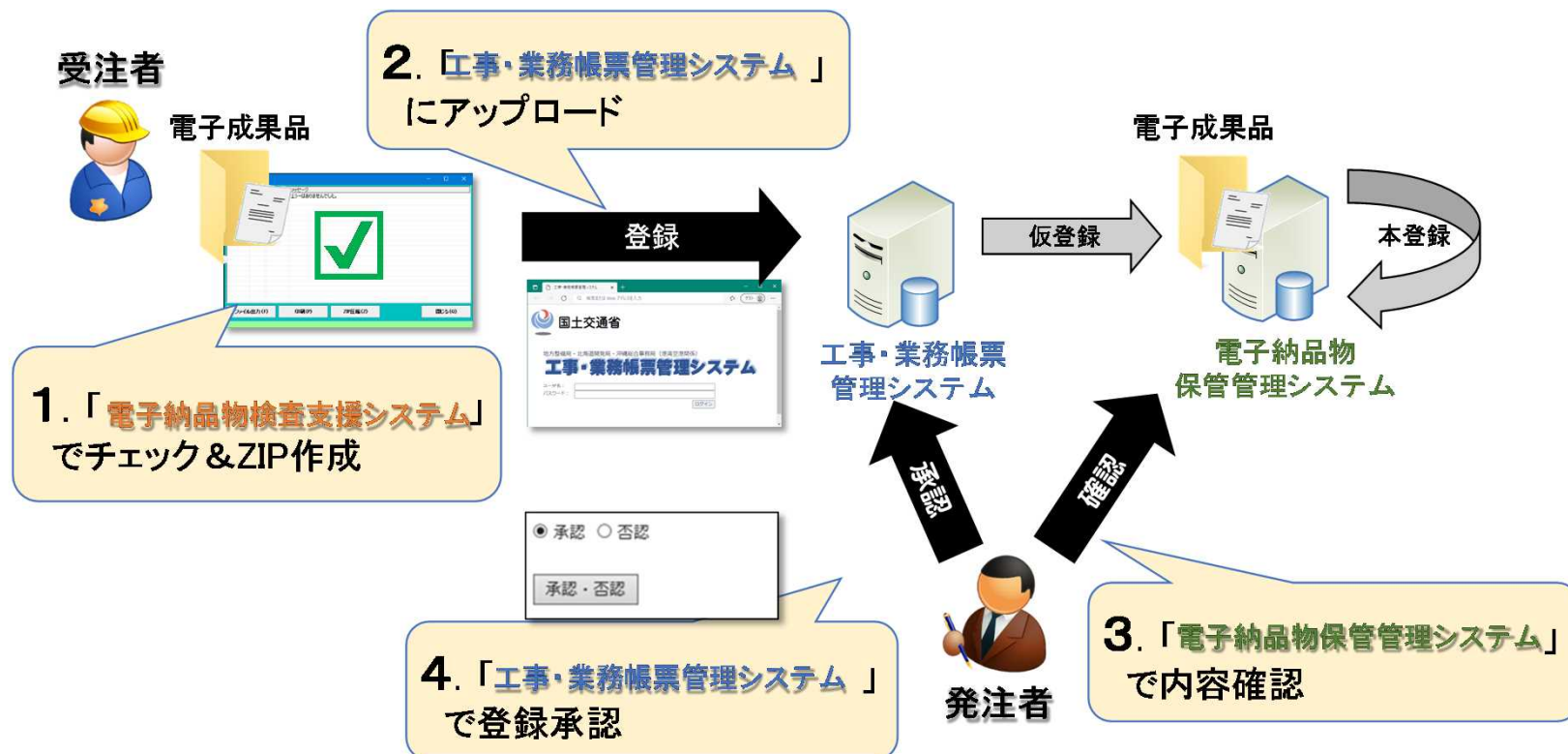
①～③のすべてを実施→工事成績点で加点

③オンライン電子納品の運用開始

○工事完成図書及び業務成果品の電子化の推進や、サイバーポート施策に寄与する取り組みとして、設計～施工～維持管理の一元的なデータ管理が可能となるオンライン電子納品の運用を、令和4年4月より開始する。

- ・ 対 象：全ての工事及び業務
- ・ 運用開始：令和4年4月1日
- ・ 実施内容：従来、電子媒体（CD-R等）で納品されていた完成図書等を、インターネット経由でクラウド上に納品する。
「工事・業務帳票管理システム」と「電子納品物保管管理システム」で構成される。

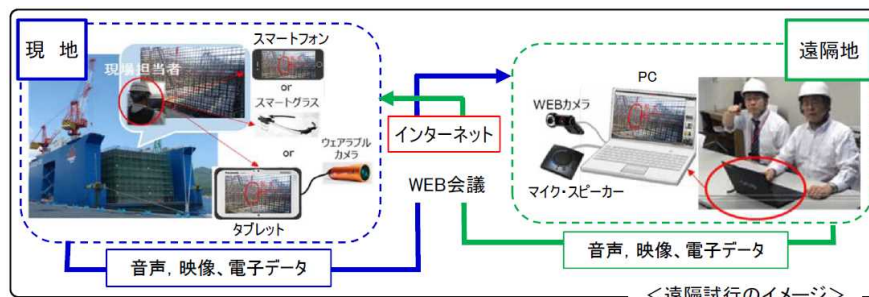
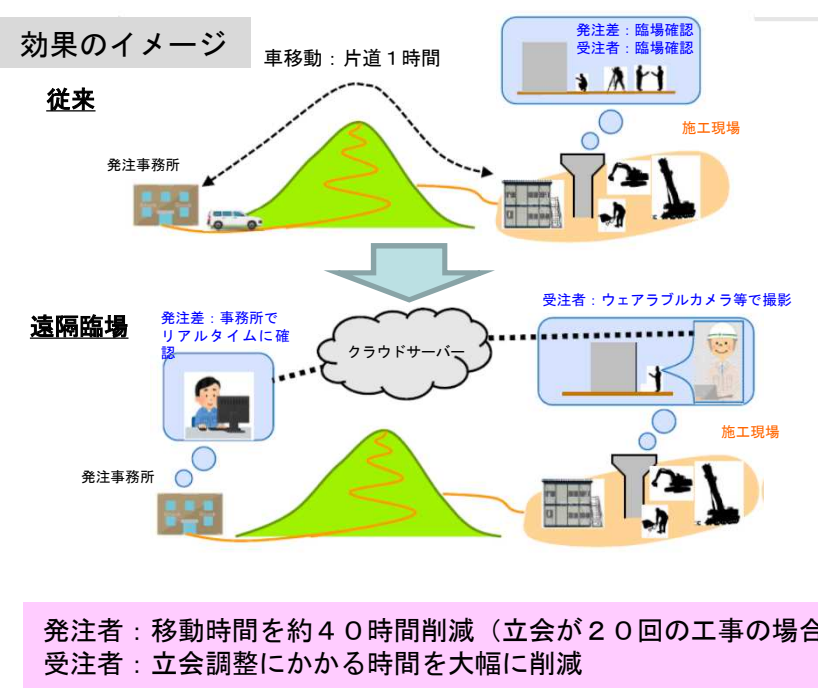
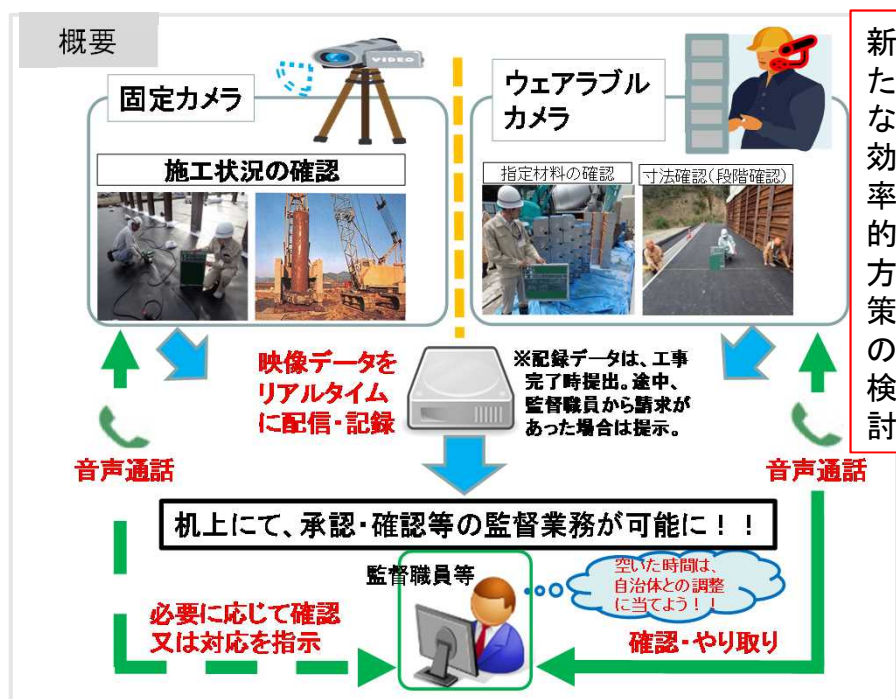
【オンライン電子納品イメージ】



④港湾の建設現場における遠隔臨場試行の推進拡大

○令和4年度は、令和3年3月に改定した、港湾の建設現場の遠隔臨場試行に係る要領に基づき、試行工事の実施件数を更に拡大する。

発注者指定型以外は全て受注者希望型とし、受注側の希望に合わせた取り組みを拡大し、かかる費用については導入効果を確認した上で、計上できるように取り組む。



遠隔臨場の効果 ※北海道開発局が港湾工事で実施した試行工事より

- ・ 移動時間および待ち時間の削減効果とともに、作業の効率化に寄与し、精神的負担の軽減にも繋がった。
- ・ 急遽立会が必要となっても即時に対応できるなど、スケジュール調整が柔軟に行える。
- ・ 映像を記録保存することで、若手などへの学習資料としても活用できる。